

# 平成20年度予算が 決まりました

3月14日開催の  
組合会で承認された平成20年度収入・  
支出予算の概要をお知らせします。

## 予算の概要

平成20年度の予算は100.3億円で策定しました。前年度予算に対して8.8億円の増加となります。この要因は、主に被保険者数の伸びと、平成20年4月からスタートした新たな高齢者医療制度に関する負担金(※1)の増加によるものです。

※1 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人やOBの医療費を現役世代で負担する国の制度で、従来の拠出金(後述)に取って代わるものです。所定の方式で算定され、個々の健保組合がコントロールできるものではありません。(本誌P89参照)

●経常収支差引額 (単位:億円)

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度見込	20年度予算
2.0	▲1.1	▲6.5	1.7	0.3	▲5.7	▲3.6	▲10.1

このことは、保険料率(現行56.0/1000)の水準や、当健保組合の独自事業である付加給付や保健事業にも影響する重大な事態と考えられます。しかしながら、この新たな「負担金」は拡大傾向にはありませんが、従来の拠出金(※2)と同様に単年度の負担額は制度のしくみとして年度ごとに大きくふれることが見込まれ、一方、当健保組合のいわゆる貯金にあたることからの別途積立金残高が高い水準にあることから、平成20年度は、前述の赤字を補うために、別途積立金12.5億円を取り崩し、収入に繰り入れることで予算を編成しました。

※2 老人保健拠出金、退職者給付拠出金

当健保組合の財政としては、これまでの積立金があり、平成20年度は保険料率引き上げ等の改定を見送ることができましたが、平成21年度以降は、安定した組合運営のためには、保険料率や付加給付などの制度全般について再検討し、何らかの対応を行わざるを得ない可能性が高くなっています。

増え続ける医療費の抑制と医療保険制度の持続を目的とした医療制度改革における各種改正に、当健保組合として適切に対応していくよう努めます。組合員である被保険者ならびに被扶養者一人ひとりのご理解とご協力をお願いいたします。

## 収入

保険料は82.7億円と、前年度予算に対し2.2億円の増加を見込みました。これは、母体事業所等における要員体制の拡充と、平成19年10月の三井ダイレクト社の編入により、被保険者数が増加したためです。



## 支出

### ●保険給付

平成20年度は2年に一度の診療報酬見直しの年にあたり、今回の改定では、診療報酬は0.38%の引き上げ、薬価は1.20%の引き下げで、これらを合算した医療費平均では0.82%のわずかな引き下げにとどまりました。また、乳幼児の

### ●保健事業費

平成20年4月から40〜74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善に着目した特定健診・特定保健指導がスタートしました。従来からの健診で特定健診についてはほぼカバーしていますので、特定保健指導の法制化を機に、これを含む保健指導を強化することとし、前年度予算に対して0.9億円を増加しています。

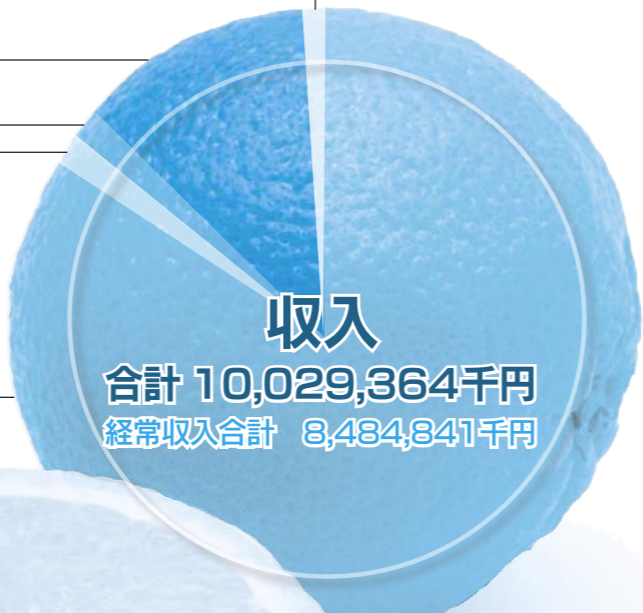
### ●納付金

新しい高齢者医療制度が創設され、高齢者の医療費を支えるために、65〜74歳の医療費として前期高齢者納付金、75歳以上の医療費として後期高齢者支援金を負担することになりました。これに伴い老人保健拠出金は廃止されますが、退職者給付拠出金は経過措置として残ります。全体として、前年度予算に対して4.9億円の増加を見込んでいます。

## 平成20年度収支概要

％は総額に占める割合

青字の項目…経常収入・経常支出  
黒字の項目…経常外収入・経常外支出



46.6% / 保険給付費  
4,674,150千円  
●法定給付費  
4,304,400千円 / 42.9%  
●付加給付費  
369,750千円 / 3.7%

## 用語をチェック!

- 経常収支  
基本的には毎期経常的、反復的に発生する収入支出。ただし、再保険の回収にあたる財政調整事業交付金が経常収支から除かれており、企業会計の概念とは異質なものです。
- 経常以外の収支  
臨時的に発生する収入支出。

## ●組合概況 (予算算出の基礎数値)

	平成19年度予算	平成20年度予算	増減
被保険者数	19,400人	20,400人	+1,000人
平均標準報酬月額	446,500円	438,500円	-8,000円
保険料率	56.0 / 1000	56.0 / 1000	なし
事業主	38.0 / 1000	38.0 / 1000	なし
被保険者	18.0 / 1000	18.0 / 1000	なし
保険料率のうち		26.06 / 1000	
特定保険料率(*)			
介護保険料率	8.4 / 1000	8.4 / 1000	なし
事業主	4.2 / 1000	4.2 / 1000	なし
被保険者	4.2 / 1000	4.2 / 1000	なし

\*高齢者の医療を支えるための他制度への持ち出しにあたる費用を「特定保険料」として独立させることで明確にするものです。